

生物多様性保全検討部会における審議状況

1 設置目的等

生物多様性基本法第13条の規定に基づく生物多様性地域戦略の策定及び生物多様性保全について必要な検討を行うため設置しています。

事務局は、環境政策局環境企画部環境管理課

2 令和4年度の審議状況

(1) 第1回 令和4年8月29日

議題1 京都市生物多様性プラン（2021-2030）に掲げる施策の取組状況等について

議題2 京都市生物多様性プラン（2021-2030）の評価指標について

主な御意見等

議題1について

- ① 「京都らしさを支える生物資源調査」の報告結果は、生物多様性と祭事・伝統行事や伝統産業などの京都らしさの関係性を分かりやすく整理されている。
- ② チマキザサの再生や東山の森づくりなど市民や事業者と連携して行う推進プロジェクトが、順調に進んでいるようで良い。
- ③ 生息域外保全に必要な苗を殖やす場所の確保等、京都市の生物多様性を本格的に守るような仕組みを考えていく必要がある。

議題2について

- ④ 評価指標候補について、計画に掲げる達成項目別にみると、アンケートによる主観的指標が多い達成項目があるため、その項目は達成状況を捉える客観的指標を追加できないか。
- ⑤ 目標3「生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換を図る」に関連した評価として、イベントの参加者数や来場者数だけでは行動変容を把握することはできない。例えば、京の生物多様性担い手宣言制度の宣言者に対して、宣言後の行動を聞くことなどはできないか。

審議資料及び会議録については以下のホームページに公開しています。

https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000304016.html

(2) 第2回 令和5年3月14日

議題1 京都市生物多様性プラン（2021-2030）に掲げる施策の取組状況等について

議題2 京都市生物多様性プラン（2021-2030）の評価指標について

主な御意見等

議題1について

- ① 市内における様々な河川での取組とプランに基づき進めている取組の結び付きが見えにくい部分がある。今後、企業との連携や推進プロジェクト等におい

て進めてほしい。

② きょうと生物多様性センターには、大学が持っているデータなど既存情報の集積とともに、コーディネーター機能も持たせるとよい。

③ 自然共生サイト※として申請したいが、担い手がいない場所と企業等をマッチングさせることが、京都市や生物多様性センターの役割ではないか。

※「自然共生サイト」：「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域のこと

④ 生物多様性に興味のある方の裾野はかなり広いが、そうした方々をどうやって活動につなげていけるかが課題である。

議題2について

⑤ プランの評価指標候補は、予算や人員が限られる中、実現可能であることを前提に選定されており、世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の重要な要素は入っている。具体的な中身は世界の動向を見ながら、今後検討していくしかない。

⑥ 市内と府全体の生物多様性の状況は異なるため、生物多様性センターにおいて大学等が持っている既存データを集約し、市内の生物多様性の現状の把握をしていくことが今後必要となる。

審議資料及び会議録については以下のホームページに公開しています。

https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000312320.html

3 今後の予定

令和5年12月までに、令和5年度第1回の部会を開催予定

議題案

・施策の取組状況等の報告